

和歌山地方最低賃金審議会（第4回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）
（和歌山地方最低賃金審議会 会長）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示
- 3 和歌山県最低賃金答申に対する異議申出について
（紀州有田商工会議所）
- 4 和歌山県最低賃金答申に対する異議申出について
（和歌山県地方労働組合評議会）
- 5 令和3年度和歌山地方最低賃金審議会審議経過（特定最低賃金）
- 6 効力発生予定日一覧表（特定最低賃金の場合）



令和4年8月5日

和歌山労働局長
小島 敬二 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦

和歌山県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年6月30日付け和労発基第0624第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な原材料費の高騰や物価の上昇を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

中小企業・小規模事業者の賃金支払に関し、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守のための相談窓口の周知を図るよう関係機関が努めること

中小企業・小規模事業者の経営力強化に関する取組が促進されるよう、国の支援措置の改善及び拡充に努めること

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、できるだけ早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上になることを目指すとともに、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと

を公益代表委員の見解として強く要望する。

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間889円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

和歌山労働局一般公示第 35 号

令和 4 年 8 月 5 日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第 8 条の規定に基づき、令和 4 年 8 月 22 日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を持参又は郵送で提出されたい。

令和 4 年 8 月 5 日

和歌山労働局長 小島 敬二

記

和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 8 8 9 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和 4 年 10 月 1 日)

紀商工令4第 80号
令和4年 8月12日



和歌山労働局
局長 小島 敬二 様

紀州有田商工会議
会 頭 川端 隆

和歌山県最低賃金答申に対する異議申し出について

残暑の候 貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所運営に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る8月5日に和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見提出があり、30円引き上げの889円を答申されたとお聞きしました。

当商工会議所では、本年6月15日に「最低賃金据え置きに関する要望について」の要望書を提出、また7月28日には「和歌山地方最低賃金審議会」に出席、コロナ禍に加え資源価格や原材料の高騰が続く現在は、飲食・宿泊業に止まらず製造業・建設業においても経営実態は非常に厳しい状況であり、深刻化しており、企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、法の定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、地方における経営状況や支払い能力を最も重視して頂きたい等「現行水準の維持」についての意見陳述を行いました。

コロナ禍においても大企業の業績は、非常に大きな伸びを示していますが私達中小小規模事業者は依然として厳しい経営状況が続いています。コロナ感染拡大が長引く中、中小小規模事業所は、国・県・市の支援策を活用しながら「事業の存続」と「雇用の継続」に懸命に努力しているのが現状です。

そのような状況下にあって今回、最低賃金が30円引き上げと制度開始以降の最高の引き上げ額で時間給889円という答申には到底納得できません。

従いまして、今回の答申については異議の申し立てをさせていただきますので、再度のご検討をお願い申し上げます。

中央最低賃金審議会が改正の目安を出し、それを参考に地方最低賃金審議会が、地方の最低賃金を審議されていますが、中央最低賃金審議会で出される最低賃金の目安は、地方の経済状況や現状を把握した金額とは乖離していると思われ、今後は各都道府県の最低賃金審議会が改正の目安にとらわれず、それぞれの地方の状況を加味した独自の答申を出されますよう望みます。

和歌山地方最低賃金審議会におかれましても、和歌山県の経済状況や中小小規模事業者の構成比率、また和歌山県特有の業種比率などを十分に考慮し、和歌山県独自の答申を出されるよう強く要望致します。

地方の、地域の経済と雇用を守っている中小小規模事業者を見捨てないで、地域の特色や良さを守って頂きたいです。

2022年8月22日

和歌山労働局長 小島敬二様

和歌山県地方労働組合評議
議長 琴浦龍

和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

1. 異議の内容

- (1) 2022年8月5日付、和歌山地方最低賃金審議会における和歌山県最低賃金の改正決定の答申について、更に引き上げを求める。
- (2) 最低賃金引き上げに際して、特に中小零細事業者が円滑に実施できるよう、政府及び関係機関に対し緊急かつ大胆な支援策実施を、公労使一致して強く働きかけていただきたい。

2. 理由

- (1) この度答申された最低賃金の改定額は+30円とこれまでにない引き上げ額となったが、労働者が一人暮らしできる生計費は全国どこでも時間給で1500円以上必要であることが全労連の調査で判明している。高騰する物価水準とあわせ、労働者の生活改善には程遠く、時間給1000円すら見通せない低水準であること。
- (2) 隣接する大阪府との格差（現行133円）がさらに拡大する金額であること。
- (3) 一方、最低賃金近傍で雇わざるを得ない状況におかれている中小零細事業者の窮状も理解できる。しかし経営の厳しさを労働者の賃金を抑え込むことで乗り越えるのではなく、国の政策のあり方そのものを問うべきである。よって、最低賃金を引き上げるための緊急的な環境整備を、審議会としても公労使一致して強く打ち出す必要があると考える。

以上



令和3年度 和歌山地方最低賃金審議会審議経過（特定最賃）

- 6月25日（金） 改正決定の申出書受理（百貨店，総合スーパー（以下、「百ス」））
決定（新設）の申出書受理（百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業（以下、「百ス各食」））
- 7月16日（金） 改正決定の申出書受理（鉄鋼業（以下、「鉄鋼」））
- 7月27日（火） 13:30～ 第2回審議会（和歌山労働局）
・特定最賃の決定等の必要性の諮問
- 8月2日（月） 9:00～ 特別小委員会（和歌山労働局）
（鉄鋼・百ス 改正決定の必要性有の委員会報告）
（百ス各食 決定の必要性無の委員会報告）
- 8月23日（月） 10:00～ 第4回審議会（和歌山労働局）
・特定最賃の決定等の必要性の答申
・鉄鋼・百スの改正諮問
・専門部会の設置
- 10月5日（火） 17:00～ 第1回鉄鋼専門部会（和歌山労働局）
- 10月7日（木） 13:30～ 第1回百ス専門部会（和歌山労働局）
- 10月11日（月） 10:00～ 第2回百ス専門部会（和歌山労働局）
18:00～ 第2回鉄鋼専門部会（和歌山労働局）
- 10月18日（月） 18:00～ 第3回鉄鋼専門部会（和歌山労働局）
（949円→977円に改正 全会一致で結審、答申）
- 10月21日（木） 16:00～ 第3回百ス専門部会（和歌山労働局）
- 10月25日（月） 14:00～ 第4回百ス専門部会（和歌山労働局）
（851円→869円に改正 全会一致で結審、答申）
- 11月4日（木） 異議申出締切日（鉄鋼） 異議申出なし
- 11月9日（火） 異議申出締切日（百ス） 異議申出なし
- 11月18日（木） 官報公示（鉄鋼） 指定日発効（12月30日）
- 11月24日（水） 官報公示（百ス） 指定日発効（12月30日）
- 12月30日（木） 発効（百ス、鉄鋼）

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		9月22日(木)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		9月27日(火)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		9月28日(水)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		9月30日(金)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月3日(月)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月4日(火)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月5日(水)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月7日(金)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月11日(火)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月12日(水)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月13日(木)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月17日(月)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月18日(火)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月19日(水)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月21日(金)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月24日(月)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		10月25日(火)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		10月26日(水)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		10月28日(金)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		10月31日(月)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月1日(火)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月2日(水)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月7日(月)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月8日(火)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月9日(水)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月9日(水)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月11日(金)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月14日(月)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月15日(火)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月16日(水)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月18日(金)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		11月21日(月)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		11月22日(火)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		11月24日(木)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		11月28日(月)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		11月29日(火)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		11月29日(火)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		11月30日(水)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月2日(金)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月5日(月)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月6日(火)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月7日(水)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月9日(金)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月12日(月)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月13日(火)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月14日(水)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月16日(金)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月19日(月)		12月28日(水)		1月27日(金)